

# 毛利元就と備後

備陽史探訪の会会長 田口義之

## 一、元就の愚痴

四〇一号毛利元就自筆書状

一我等事如此候間、佐東ニ貳千廿貫、爰元ニ多治比三百貫、中村百貫、くるめ木七十貫、合而貳千廿四五貫知行候、中村多治比者、召仕候者之屋敷分ニ候、そもはへ、多治比もくるめ木邊も、れもて衆之給地よも出遣候キ、そもはへ又我々召仕候者おもての所帯を拘候事多々候之条、不及申候、

一是ハ近比不入申事よて候へ共、御方さぬふとい、まろーめー候まー候候、聞て御置候へ、後々入事もあるるを候之間、申よて候、雲州之三澤ハ、少分限よて候つと共、よこ田三千貫を親遠江守隱居分ニ取候つる、山内大和守者、高七百貫、長江三百貫、四ヶ村千貫、其外貳千貫程之隱居分よて候つる、さ候而、直通何と難儀之弓矢よも、其身心むき候ハぬ時者、具足を一兩も不出候、河手衆罷出候事ハ、十度ニ一度も候ハす候つる、又唯今三吉致高者、入君七百貫、布野七百貫、廻神三百貫、千七百貫知行之由候、此外よも候歟、不存候、此等之衆者、知行者候而も、一圓具足を引、弓矢之用ハ不罷立候、我等事ハ、身を申候へハおろく候へ共、涯分弓矢之用ニ、自身も内之者も立候と存候く、

## 二、書遣と契状

### 二二三 三吉致高同隆亮連署起請文

○コノ起請文ハ熊野牛玉寶印ノ契ヲ反シテ書セリ、

就今度所々忿劇、遂參會、別而申談候、本望候、雖不珍儀候、彌長久得御扶助、分際之儀可致馳走候、自然此半和讒候共、互無御許容、被相糺、不替可申談候、於此旨偽者、可蒙

梵天、帝釋、四大天王、惣而日本國中大小神祇、別而當國一宮吉備津彦大明神、八幡三所大菩薩、梅宮、各神討者也、仍起精文如件、

三吉式部少輔

天文廿二年四月三日

隆亮(花押)

三吉安房守

致高(花押)

毛利右馬頭殿

毛利備中守殿

參



二二一 毛利元就知行注文案

○コノ文書ハ蓋シ元就ヨリ大内氏ニ差出セルモノト案文ナルベク、紙繼  
日裏四箇所ニ七枚之内「トアリ、

元就悴家所々知行之事

備後知行之事

一備後知行之事、應仁御亂之時、元就祖父豐元、抛 上意、防州但州致一味、  
遂忠節、既山名霜臺是豐被率十三箇國之勢、山内要害甲山へ御取懸候、  
御息七郎殿相忠小早川を被召具、江田簾返へ御取懸候、然處、祖父豐元事、簾  
返表爲後卷罷出、山名七郎殿并小早川陣仕崩候而、其儘山内爲後詰、至  
下江田罷出候處、是豊御退散候、以其忠、但州ヨリ被充行儀候、又從防州  
へ、於西條千貫被下置候、此時當國御手安富行房左衛門大夫殿にて御座候

二〇七 上山實廣外三名連署契狀

備州外内郡味方中少々雖心替候、旁申合、國中<sub>レ</sub>之儀、一度各如本意可押返、  
可爲議定候、然上者、此衆中、大小事届可被届申候、若此旁内儀之意趣候  
者、申合、以和談之儀、無事之落着專一候、万一於衆中、別心聊爾候者、  
日本國中大小神祇、殊者八幡大菩薩、巖嶋大明神、吉備大明神、各可蒙罷御  
罰候、仍一筆如件、

四月五日

吉原次良五郎  
通親(花押)  
毛利少輔大良  
興元(花押)  
敷名左馬助

亮秀(花押)  
上山加賀守  
實廣(花押)

連署

(折封ウハ書ク)  
「毛利少輔太郎殿

四、国衆の「操」あやつり

四四八 毛利元就自筆書狀

(端裏捻封ウハ書ク)

隆元方申給

右馬

元就

ふ茂く有地事志無を今日中すめらま、明日被返置候やうよ、取次ニ被  
仰付可然候く、

又檜崎も、九次愁訴よ于今逗留由候、是者九二事既もや爰元罷居事候間、  
今少ふとの事被遣候て、れとつつけらま候はてハ不叶儀と存候く、さ  
様ニ於被相調者、少々滞留候而も不苦候哉く、これは是非今少被遣候  
て、れとつつけらま候て可然存候く、とと、

四九三 毛利元就自筆書狀

三吉へ彼返札、于今不被仰之由候、是ハ殊外御無沙汰候へハ、三もよ  
心を付候事よて候間、早々可被仰遣候、陣立ニ付而思出候て申候様、彼  
方可被存候へ共、せめてく今成共被仰候はてハよて候くく、明日  
可然候く、とと、

一 千万三つも元就被罷下候て、吉見面之事ハ定成次第とるへく候、先々備後境山内以下の弓矢之儀を、何と候て、可相抱候哉、於來春者、頼山内久代ハ取相をそめ候事とるへく候、其時加勢の仕の申さぬ、我等御方おと千万の心遣仕とる計とるへく候哉、

一 雲州之儀も、ふうく敷此方より仕入候間、おてつけてはいらぬも不  
被置儀候間、定短息不及沙汰儀とるへく候、然時ハ、來春之儀ハ、久代  
へハ一うと力を副、久代多賀山口より仕返候儀の行とんそくつ絲の  
事みてハ有ましく候、其段をはいらぬ、思召候哉、さやうの所も元就と  
に爰許ニ被居候ハ、何とやうも申操、以覺ヲも相抱事候とるへく  
候と存候、

(天文廿二年)  
十二月廿九

隆元(花押)

五、元就にとって備後とは

四一八 毛利元就自筆書狀

一 如此之条、弓矢よハ大勝之事候之条、此時ありやうの法度改道政を被行、  
有道之儀ニこそ可被申付本意ニ候へ、共、于今雲州強敵ノ候、又豊後之事  
も不知候、來嶋之儀、是又不知候、此等をかいらとて、備藝衆も當家よ  
うとと内心共ニ存候衆ハ更不覺候く、我々等輩之毛利志志とらいまい  
り候事、偏く口惜をけなましく、日夜可被存居候、然時者、弓矢よハ面  
むきハ勝候様ノ候へとも、いま更々安堵之思無之候事候条、政道法  
度も滞、口惜事迄候く、

四二七 毛利元就自筆書狀

(端裏封ウハ書)  
隆元  
元就

又平賀、木梨者、如申候、隆景同前よ、ハや三山よあるへく候間、彼表へ  
うるく、と御使者一人可被遣候、いりよも足をやの衆からてハよて  
候く、  
一 神邊外郡衆へハ、一人可被遣候、是ハちとく物をも申分、けニく敷  
候とる衆ニてあり度候く、神邊外郡衆馳走候者、一方之勢數ニて  
あるへく候く、よく、馳走候て、早々明日被仰遣候ハてハよて  
候く、此御使肝心候く、勢數とるへく候く、

【参考】

一九一 毛利弘元子女系譜書

(編纂書)  
弘元様ヨリ之次第

